

「企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条の九第五項に規定するサステナビリティ開示基準を指定する件の一部を改正する件」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	温対法
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	省エネ法
サステナビリティ開示実務対応基準第1号（温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示）	実務対応基準
サステナビリティ開示ユニバーサル基準（サステナビリティ開示基準の適用） サステナビリティ開示テーマ別基準第1号（一般開示基準） サステナビリティ開示テーマ別基準第2号（気候関連開示基準） サステナビリティ開示実務対応基準第1号（温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の開示）	SSBJ 基準 ※ 4 基準の総称

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	地球温暖化対策として、「温室効果ガス」だけに限定するのは おかしい。 火力発電、原子力発電、データセンターなど、それ自体が大量の熱を発生させている施設がある。熱源に対する報告も義務付けるべきである。	SSBJ基準の気候関連開示基準においては、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示するものとされており、地球温暖化対策としての情報開示を目的とするものではありません。 なお、ご指摘の火力発電、原子力発電、データセンターなどの熱源に対する報告の範囲が定かではありませんが、同基準では、例えば、報告企業が消費する購入又は取得した電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を「スコープ2温室効果ガス排出」として開示するものとされております。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
2	温対法自体に不備がある。 京都議定書の気候変動対策として導入されたものののはずが、温室効果ガスを排出しない熱源である原子力発電やAIデータセンターが、規制対象になっていない。 「気候変動対策」を、「温室効果ガス対策」のみに矮小化して、抜け穴を作っている状態である。 温対法自体を改正し、温室効果ガスを排出しない熱源に対しても、規制すべきである。	温対法は当庁の所管ではないため、お答えは差し控えます。
3	温室効果ガスの排出量についてはすでに温対法に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）が約20年にわたって定着している以上、企業側に二度手間を強いることがないように、SHK制度の情報を代用的に活用することは理解できる。また運用において疑義が生じないように今回の実務対応基準を告示で指定することにも賛成である。 だからといって先行する温対法の制度が完璧で無謬ということではないはずである。そのためSHK制度の方も不断に改善していく必要があると思われる。とりわけ社用車や建設会社の重機のCO2排出のように明らかにその企業の排出であるにもかかわらず算定の対象外になっているものが存在することは、大きな穴であり、早急な改善が必要である（温暖化対策を主目的とするわけではない有価証券報告書でさえスコープ3のように自社が直接コントロールしていない排出量も開示させるという時代に、温暖化対策を主目的とするSHK制度が自社の直接の排出量を対象外にしているのは説明がつかない）。 2005年に温対法を改正してSHK制度を導入した際は、省エネ法の定期報告との「二度手間」を企業側に強いないためにエネルギー起源CO2排出量については省エネ法のデータを活用する形を取ったことから省エネ法と同様に工場の敷地内で使用するエネルギーだけが対象となった。 そのためSHK制度はエネルギー起源CO2と残りの5.5ガス（現在は6.5ガス）の制度設計に微妙な違いがあるわけだが、新制度を導入するにあたって余計な混乱を避けるためにはその時点では合理的な制度設計だったと思われる。 ただ現在のようにスコープ3の排出量まで問われる時代には、社用車などによる排出量も当然にSHK制度の対象にすべきだと考える（省エネ法の	本改正にご賛同いただき、ありがとうございます。 なお、温対法及び省エネ法は当庁の所管ではないため、お答えは差し控えます。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	対象にもすべきであるが、それが進まないならば先行してSHK制度の対象にすべきである)。 もちろん温対法の所管であれば環境省、省エネ法であれば資源エネルギー庁の所管なので、金融庁のパブコメにそれを言ってもやや筋違いがあることは理解しているが、密接に関連することであり、環境省やエネ庁に具体的な動きがあまり見られないので、金商法関連のパブコメに意見を述べさせてもらった。	
4	企業への金銭的、事務的負担など踏まえて、EUからの投資がサステナビリティで除外されるリスクが高い電力会社や石油企業、鉄鋼企業、武器関連企業などに限定し、それ以外の企業については明確に除外とすべきと考える。そして、アメリカなどのように、これらを行う必要がないとしている国を通じて、EUに対しこれらを廃止したほうが良いと考える。そうでなくとも、可能であればここまでの開示は避け、直接排出のみの義務化で問題はないと考える。ただし、これ以外の二酸化窒素などの、複数の有害物質などについては気候変動無関係に開示義務付けをしたほうが良いと考える。	貴重なご意見として承ります。 なお、SSBJ基準は、サステナビリティ開示基準の国際的なベースラインとして開発されたISSB基準と機能的な整合性が確保されているところであり、SSBJ基準の気候関連基準で求められる個々の開示事項については、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報として有用であるとの観点から定められたものと承知しています。